

様式1 (G-MIS様式)

事業報告書				
医療法人番号		02530		
報告期間	自	令和4年4月1日		
	至	令和5年3月31日		
1 事業報告書の概要				
(1) 名称	分類①	医療法人社団永楽会		
	分類②	会社（出資持分あり）		
	分類③	その他		
	分類④	基金制度不採用		
	分類①から④のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当するものをリストから選択すること。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）			
	(2) 事務所の所在地	都道府県	広島県	
		市区町村	呉市中央二丁目	
		町名・番地	6番20号	
		建物名	従たる事務所の記載はこちら	
	(3) 設立認可年月日	昭和55年10月22日		
(4) 設立登記年月日	昭和55年10月22日			
(5) 理事長の氏名	姓	前田		
	名	正博		
役員及び評議員の人数		7		
役員及び評議員		記載はこちら		
2 事業の概要				
(1-1) 本来業務（病院、診療所）		記載はこちら		
(1-2) 本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）		記載はこちら		
(2) 附帯業務		記載はこちら		
(3) 収益業務		記載はこちら		
(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項		記載はこちら		
(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債		記載はこちら		
(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債		記載はこちら		
(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設		記載はこちら		
(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容		記載はこちら		
(9) その他		記載はこちら		
		(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。		
		全ての指定内容について記載しても差し支えない。		
		当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）		

事業報告書

1-(2) 従たる事務所の所在地

[illegible]

事業報告書

1-(5) 役員及び評議員

[illegible]

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第46条の5第6項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第46条の4第1項参照）

2-(1) 本来業務

(介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

[illegible]

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

事業報告書

2-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

[illegible]

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

事業報告書

2-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

[illegible]

注) 2-(5)、2-(6)については、医療機関開業を発行又は増入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

2-(5) 当該会計年度内に発行した医療機関價

[illegible]

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。
医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関費

医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由

[illegible]

注)
1. 医療機関側を購入する医療法人は、医療機関側の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。
2. 購入した医療機関側名、発行元医療法人名、購入経路及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証券の写しの添付に代えても差し支えない。

2-(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

[illegible]

董事報告

2-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

[illegible]

注) 2-(5)、2-(6)については、医療機関を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないと。

2-(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

[illegible]

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。
医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関側

医療機関の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、

これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、

かつ、当該医療機関を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由

該當なし。

[illegible]

注)

1. 医療機関間を譲入する医療法人は、医療機関間の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を根拠とすることが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載する。
2. 購入した医療機関間、発行元医療法人、購入金額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

2-(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

[illegible]

様式 2

法人名 医療法人社団永楽会

※医療法人整理番号 0 2 5 3 0

所在地 広島県呉市中央二丁目6番20号

財 産 目 録

(令和 5年 3月31日現在)

1. 資 産 額	790,406 千円
2. 負 債 額	482,320 千円
3. 純 資 産 額	308,086 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	230,138
B 固 定 資 産	560,268
C 資 産 合 計 (A + B)	790,406
D 負 債 合 計	482,320
E 純 資 産 (C - D)	308,086

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

貸借対照表
令和5年3月31日 現在

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	230,138	I 流動負債	94,206
現金及び預金	60,949	支払手形	
事業未収金	156,496	買掛金	23,264
有価証券		短期借入金	18,000
たな卸資産	12,768	未払金	42,620
前渡金		未払費用	
前払費用	80	未払法人税等	4,807
その他の流動資産	-155	未払消費税等	2,556
		前受金	
		預り金	2,958
		前受収益	
		その他引当金	
		その他の流動負債	
II 固定資産	560,268	II 固定負債	388,114
1 有形固定資産	443,031	医療機関債	
建物	365,236	長期借入金	388,114
構築物		繰延税金負債	
医療用器械備品	20,156	その他引当金	
その他の器械備品	8,336	その他の固定負債	
車両及び船舶			
土地			
建設仮勘定			
その他の有形固定資産	49,301		
		負債合計	482,320
		純資産の部	
		科目	金額
2 無形固定資産	2,414	I 出資金	30,000
借地権		II 積立金	278,086
ソフトウェア	2,012	代替基金	
その他の無形固定資産	401	繰越利益積立金	278,086
3 その他の資産	114,823	その他積立金	
有価証券		III 評価・換算差額等	
保有医療機関債		その他有価証券評価差額金	
その他長期貸付金	61,220	繰延ヘッジ損益	
役員等長期貸付金			
長期前払費用			
繰延税金資産			
その他の固定資産	53,602		
		純資産合計	308,086
資産合計	790,406	負債・純資産合計	790,406

(注) 1. 表中の固定された勘定科目については、変更しないこと。

法人名 医療法人社団永楽会

医療法人番号

02530

所在地 広島県呉市中央二丁目6番20号

損 益 計 算 書

自 令和4年4月1日

至 令和5年3月31日

(単位：千円)

科目		金 額	
I 事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			959,512
2 事業費用			
(1) 事業費	958,457		
(2) 本部費			958,457
本来業務事業利益			1,055
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			63,077
2 事業費用			63,567
附帯業務事業損失			-490
C 収益業務事業損益			
1 事業収益			
2 事業費用			
収益業務事業利益			0
事業利益			565
II 事業外収益			
受取利息	1,444		
その他の事業外収益	25,729		27,173
III 事業外費用			
支払利息	6,388		
その他の事業外費用	125		6,513
経常利益			21,225
IV 特別利益			
固定資産売却益			
その他の特別利益			0
V 特別損失			
固定資産売却損			
その他の特別損失	50		50
税引前当期純利益			21,175
法人税・住民税及び事業税	5,590		
法人税等調整額			5,590
当期純利益			15,585

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること（自動表示）。

2. 表中の勘定科目については、変更しないこと。

3. 表中の選択可能な勘定科目については、プルダウンにより適切な勘定科目を選択すること。

リストにない勘定科目がある場合は、リスト中の「その他〇〇」を選択すること。

法人名 医療法人社団 永楽会
所在地 広島県呉市中央二丁目6番20号

※医療法人整理番号 0 2 5 3 0

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
当法人役員が代表者 である法人		広島県	-	不動産賃貸業	当法人理事	金銭の貸付		長期貸付金	50,500

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 永楽会
理事長 前田 正博 殿

私は、医療法人社団永楽会の令和4会計年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 5年 6月 9日
医療法人社団永楽会
監事